

は～い！
保健師です

インフルエンザ予防接種は、法律上受ける義務はありません。
接種を希望される方は、効果や副反応をご理解の上、阿蘇市内の医療機関に電話予約を行い、期間内に接種してください。
問合せ先：阿蘇市保健課保健予防係 Tel：22-5088



◆ 効 果 ◆

インフルエンザワクチンの効果は、年齢・本人の体調・そのシーズンの流行株とワクチンの合致状況で変わります。
特に、抵抗力の弱い高齢者の方は重症化や死亡の危険を下げる効果があります。

【発病予防の効果】

1～6歳…20～30%

15歳未満…1回接種時 68%、2回接種時 85%

16歳～67歳…1回接種時 55%、2回接種時 82%

65歳以上…発病予防率 45%、死亡阻止率 80%

◆ 副 反 応 ◆

昨年の統計では、接種部位が腫れたり、全身のだるさや発熱、嘔吐など、約10%の方が何らかの副反応を訴えています。

また、まれにショック反応や急性散在性脳脊髄炎(ADEM)・ギランバレー症候群、けいれんを起こすこともあります。

接種期間：10月1日～12月末

※予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまで、2週間程かかり、その効果が十分に持続するのは約5カ月とされています。

流行前に抵抗力をつけるため、12月中旬までに接種しておくことが必要です。

2回接種を受ける方は、1～4週間後に2回目の接種を受けて下さい。

費用助成対象者：阿蘇市に住民票がある3歳以上の希望者

※阿蘇市外の医療機関で接種された場合は、全額個人負担となります。

費用助成回数：定期対象者(65歳以上および60～65歳の一部の方)…1回

任意対象者(3～65歳の者で定期以外の方)…1～2回(希望に応じて)

費用助成額：定期対象者には3,000円、任意対象者には1回につき2,000円を市が助成します。

※予防接種が済んだら、予防接種済証を受取り、個人負担額(定期対象者1,500円、任意対象者2,500円)を医療機関窓口でお支払下さい。

☆主治医の許可が必要な人☆

- 心臓疾患・肝臓疾患・肝臓疾患・血液疾患及び、発育障害など基礎疾患がある人
- 前回の予防接種で、2日以内に全身性の発疹はどアレルギーを疑う症状をしめした人
- 過去にけいれんを起こした人
- 過去に免疫不全の診断を受けている人

☆予防接種時の注意☆

必ず、事前に電話予約を行ってください。
予防接種は、健康なときに受けなければ、ワクチンの効果が不十分だったり、副反応がひどくでることがあるので、必ず健康なときに接種してください。

また、医療機関備え付けの「インフルエンザワクチンの接種について(接種前の注意事項)」を必ず読み、安全に予防接種を受けましょう。

インフルエンザワクチン、鶏卵、鶏肉その他鶏由来のものに対し、アレルギーをします恐れがある人は、接種できません。

9月1日から予約の受付開始、
10月1日から接種が始まります。
インフルエンザ予防接種のお知らせ

黒川上水道

フッ素基準値オーバー水供給に関する調査報告

黒川上水道で、フッ素基準値オーバー水を供給していたことについては、「広報あそ7月号」でお詫びと経過を報告しましたが、住民説明会での質問について、過去の記録・資料等を十分調査し、責任をもって皆様にご報告することになっておりましたので、ここに調査結果をご報告いたします。

阿蘇市水道事業管理者

阿蘇市長 佐藤 義興

安定的に水道水を供給するための恒久対策として、新水源の開発および、蔵原水源水のフッ素除去について、現地調査や設備の整備を検討しています。

Q 基準値オーバーとわかつている水を、なぜ流したのか。

A 突発的な管の破損や漏水期等の非常事態に、断水を回避するために不足分が給水されていました。

Q 誰の指示で、いつから、どれくらいの量を流したのか。

A 平成元年6月に蔵原の施設が完成してから、断水の恐れがある時、管理者の許可を得て断続的に給水していました。

河川等に排水された分を含めた量は確認できているが、そのうち給水された量は確認できていません。

Q 健康被害はないのか。

A フッ素の害で心配されるのが「斑状歯」という歯の病気です。歯が作られる期間(およそ8歳

まで)に、定量の2〜3倍以上のフッ素を継続して摂取した場合に心配され、小中学校の歯科検診結果で斑状歯かどうか明らかになると思われます。阿蘇中学校では、平成16・17年度、碧水小学校では、平成14・17年度の検診結果で、「斑状歯の発症はない」との結果報告を受けましたが、今後も継続して健診を実施し、注意して経過をみてまいります。

Q この問題は、旧阿蘇町議会でも出ているはず。当時の話を伺いたい。

A 蔵原水源について、平成元年から「黒川上水道の水は他と比べておいしくない」「使っていない施設の動力費が高い」「流しているのではないか」等の関連質問があり、「蔵原の水は給水していない」との答弁でしたが、実際に

は、突発的な管の破損や漏水期等の非常事態時に、断水を回避するため、不足分が給水されていたことについて、私自ら、歴代水道所長、前管理者に会い、事実として確認しました。また、市議会でも原因究明がされています。

Q 信頼回復のため、水質検査等の情報公開を下さい。

A 水道事業所が管理する施設の原水・浄水の品質検査結果を定期的にホームページに掲載し、早い時期に情報公開します。

Q 新しい水源を一日でも早く求め、安心・安全な水を供給してほしい。

A まず、9月に老朽化した送水管の改修工事を発注し、安定した給水体制を整えます。次に、

以上が、調査結果のご報告です。

今後の対応については、市議会の調査委員会でも究明されているところで、具体的状況、事実確認に応じてしるべき判断を行ってまいります。今回の件につきましても、市民の皆様をはじめ関係各機関の方々にも、多大なるご不安を与え、ご迷惑をおかけし大変申し訳ございません。今後は、安心・安全な水の供給を行うとともに、皆様の信頼回復に努めてまいりますので、ご理解とご協力を併せてお願いいたします。

子育ては誰がする？…家庭で

ある日のこと、ちょっとしたことから、もも子がお父さんに口答えをしていました。



考えましょう

なんだかおかしくありませんか！子どもを育てることは大変なこと。誰か一人の責任なんてこと、あるでしょうか。

阿蘇市人権・同和教育推進協議会が設立

あらゆる差別の解消と人権意識の高揚を目指した、「阿蘇市人権・同和教育推進協議会」が、8月5日結成され、農村環境改善センターで設立総会が開催されました。

総会には、関係者130人が出席。新組織での活動体制・方針を決議し、早速「人権教育・啓発基本計画」を策定し推進をします。参加78団体、約500人が、「差別のない明るいまち」になるよう市民に協力を求め、地域・職場・学校・家庭で一人ひとりが差別と真剣に向き合えるよう人権教育・啓発に努めます。



問合せ先：阿蘇市役所人権啓発課
Tel：22-3206

阿蘇市人権・同和教育推進協議会組織図

会長	市長	事務局長	人権啓発課長
副会長	市議会議員 教育長	事務局次長	学務課長 生涯学習課長
監事	収入役 総務課長	事務局員	人権啓発課・ 学務課・生涯学習課・ 隣保館・ 人権教育指導教諭

(参加78団体)

社会人権・同和教育部会	就学前人権・同和教育部会	学校人権・同和教育部会	進路保障部会
行政関係団体 企業 運動団体	保育園 幼稚園	小学校 中学校 高等学校	中学校 高等学校

地域での男女共同参画社会を話し合う

第2回懇話会を開く

阿蘇市男女共同参画懇話会では7月29日、市役所で本年度の第2回懇話会を開き、本市における男女共同参画の状況などを話し合い、次のような意見が出ました。

○子育てをしている母親が「子育ては仕事ではない」と思われ、夫は休日になると自分の時間とばかり一人で遊びに行く。

○農業委員選挙で、女性委員の選出が出来なくて残念である。これは男女共同参画社会づくりの大きな課題として浮き彫りになった。

各委員会、審議会への女性枠の確保を今後課題にし、阿蘇市長への提言書のなかにうたっていく。

○家庭の中では、多少なりとも男女共同社会が出来ているが、社会に出るとまだまだ男社会である。

今後、男女共同参画について啓発活動を強め、市民の意識向上に努める。

同懇話会では意見を集約し、男女共同参画社会への市長への提言としてまとめていくことにしています。

9月10日は「下水道の日」です

■下水道の日とは…
世界の先進地の中でも下水道の普及が遅れている日本。昭和36年に「全国下水道促進デー」を設け普及活動が始まりました。平成13年に親しみのある名称「下水道の日」に変更されています。

下水道いつか私にもどる水

(17年度推進標語)

自然の力にも限界があります。大量の汚れは浄化しきれません。下水道事業は水環境を守り快適な生活環境をつくるための大切な事業です。

下水道の役割

土地の利用価値が増えます
下水道は、地域の発展に必要なインフラ整備。今や住宅や工場の立地条件に必ず求められています。

街がきれいになります
生活排水が側溝や川に流れ込まないので悪臭や、蚊、ハエの発生が少なくなります。



自然の力だけでは家庭や工場からの汚水は浄化しきれません。下水道は自然を守っています。

汚泥は堆肥に生まれかわります

浄化センターで、きれいな水と分けて出た汚泥は堆肥にして緑地還元しています。



水洗トイレになります

今後の下水道事業計画

旧阿蘇町では、昭和52年に下水道事業に着手し、昭和61年4月から供用を開始しています。現在、内牧地区、乙姫地区の整備がほぼ完了し、安心で快適な生活基盤として利用されています。

10月から黒川地区の整備が始まります

平成20年度までに、78ha（北黒川、元黒川地区の一部、坊中地区の一部、黒川千丁地区の一部、内牧地区の一部、三久保地区の一部、狩尾地区の一部、浜川地区、成川地区）を整備します。その後の整備については、坊中地区を中心に東西へ拡張していく計画です。



▲黒川第一汚水幹線工事が始まる国道212号。下水道管の路線は浜川地区、成川地区を通り国道212号（歩道部分）から黒川地区へとつながります。



阿蘇市浄化センター
お問い合わせ：阿蘇市三久保61-1
下水道課 Tel: 32-3200

下水道への接続は私たちができる
未来への環境保全
ご協力をお願いします

公共下水道が整備された区域にお住まいの方は、川や海の水質保全のため早めに下水道に接続し、生活排水を川へ流さないようお願いいたします。

市では、速やかに接続工事をしていただくため、改造工事にかかる融資斡旋と利子補給制度を設けています。

※工事をするときは、必ず市指定の排水設備業者にご依頼ください。なお、手続きの仕方、また、わかりにくい点などありましたらお問い合わせください。

市営住宅 入居希望者の方へ

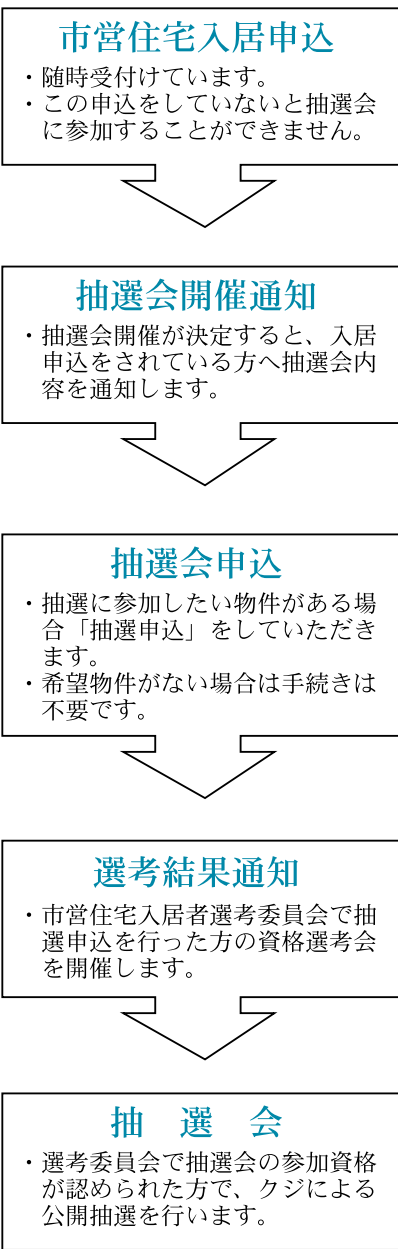
市営住宅は、住宅に困っている低所得者の方々のために、低額な家賃で賃貸できるように、市が整備した住宅です。

現在、市には宮地区に13団地360戸、内牧地区に5団地307戸、役原地区に4団地34戸、黒川地区に2団地85戸、乙姫地区に2団地233戸、永草・赤水地区に5団地623戸、狩尾地区に1団地10戸、波野地区に1団地9戸の計900戸の市営住宅があります。

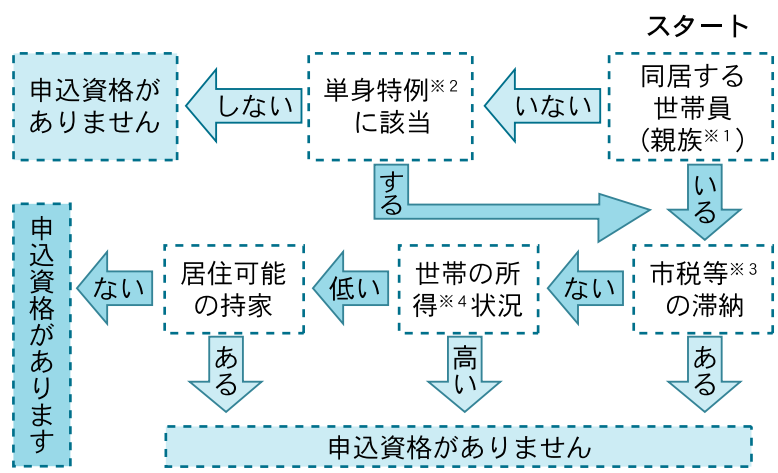
市営住宅には、民間賃貸住宅に比べ様々な条件があり、条件を満たさない場合は入居出来ませんのでご注意ください。また、阿蘇市では空きが来た場合、抽選による入居者選考を行っていますので下記事項を十分ご理解いただきますようお願いいたします。



=入居者選考の手順=



入居希望の方は、次の図を参考に資格を判定してください。



- ※1 親 族：血族6親等内 姻族3親等内
- ※2 单身特例：・50歳以上の方 ・身体障害手帳(1～4級)所有者
・生活保護被保護者 ・ハンセン病療養所入所者 等
- ※3 市 税 等：・市民税 ・国民健康保険税 ・介護保険料 ・保育料
・市営住宅家賃 等
- ※4 所 得：・世帯の所得月額が20万円以下の者
(裁量階層について26万8千円以下)
・所得については、年齢・扶養親族数・公的扶助資格等により各種控除あり

※契約の際には、次の条件を満たした連帯保証人(2人)が必要です。

- ・阿蘇市在住
- ・現在市営住宅に入居していない
- ・市税等に滞納がない
- ・入居者と同等以上の所得がある

市営住宅に入居するには様々な決まりごとがあります。

- ◆ペット飼育禁止
- ◆住宅によって設備(浴槽・換気扇・網戸の有無等)が異なります
- ◆駐車スペースが十分にありません
- ◆消耗品や軽微な修繕等は、入居者各自で対応

詳細は、市役所及び各支所の公営住宅係へお気軽にお尋ねください

問合せ先：阿蘇市役所建設課 公営住宅係 Tel：22-3187

小学生の医療費助成制度（児童医療費助成制度） の手続きはお済みですか？

広報8月号でお知らせしました「児童医療費助成制度」が、始まりました。

この制度を受けるためには、まず受給資格を得るための申請が必要です。

8月下旬に、対象となる保護者の皆様へ送付しました申請書、印鑑、健康保険証(対象児童が記載されているもの)、口座番号がわかるものを持参し、市役所福祉課または各支所窓口で早めに手続きをしてください。

問合せ先：阿蘇市役所福祉課 子育て支援係
Tel：22-3145

= 児童医療費助成制度の内容 =

対象者	阿蘇市に住所を有する小学生
助成額	医療費の一部負担金の毎月分から 入院…2,000円、通院…1,000円を控除した額
医療費請求の申請締切日	毎月15日（最初は10月15日が締切日） 必ず、1カ月分をまとめて申請してください。
支払日	翌月10日
請求の有効期限	1年間 ※今年9月診療分は、来年9月15日が請求期限となります。

秋の全国交通安全運動

= 9月21日(水)～9月30日(金) =

統一スローガン

『高齢者 あなたのマナーで防ぐ事故』

運動の重点等

- 運動の基本：「高齢者の交通事故防止」
重 点：・夕暮れ時の歩行中と自転車乗車中の交通事故防止
・シートベルトとチャイルドシート
の正しい着用の徹底

主な行事

- 9月21日(水) 交通安全慰霊祭、推進大会
9月26日(月) 交通安全一斉アピール作戦
他にも、各団体で交通安全キャンペーン等が
予定されています



▲あびか～道尻の農免道路での事故。
農作物等にも被害が…

【交通危険箇所】

阿蘇警察署管内での交通事故は減少傾向にありますが、
国道57号及び田圃の中の交差点事故や昼間の追突事故な
どが多発しています。

安全な速度と前方、左右の確認に努めましょう。

阿蘇市内の交通危険箇所

場 所	事故の態様・原因
一の宮町坂梨 滝室坂上下線 (国道57号)	速度の出し過ぎで、センターラインをオーバーした自損事故や対向車両との正面衝突事故
一の宮町宮地 市役所北側～手野(市道)	田んぼの中の見通しのよい交差点で前方左右の安全不確認による出合頭事故
一の宮町宮地 宮地駅前～警察署 (国道57号)	前方不注視の追突事故
赤水 南阿蘇村境界～ロッキー付近 (国道57号)	
黒川 ニコニコドー～竹原交差点 (国道57号)	前方不注視の追突事故 路外施設からの安全不確認車両と国道車両の出合頭事故
農免道路、山田小北側道路 あびか付近の道路、 西町～役犬原(市道)	安全不確認による見通しの良い交差点での出合頭事故
内牧 信号交差点(市道)	信号無視による交通閑散時における出合頭事故(昼夜を問わず)
波野 県境～滝室坂(国道57号)	前方不注視の追突事故居眠り等での正面衝突事故
箱石峠～大戸ノ口交差点 (国道265号)	速度出し過ぎによる自損事故や正面衝突事故

国民年金に入っていると、 こんな給付が受けられます

◆老齢基礎年金

保険料納付期間が25年以上ある者が、原則65歳になったときに受取ることができます。

【平成17年度の老齢基礎年金受給額】

$$794,500円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{半額免除月数} \times \frac{2}{3} + \text{全額免除月数} \times \frac{1}{3}}{480 \text{月} (\text{加入可能年数} \times 12 \text{カ月})}$$

受給年齢別給付率 ※昭和16年4月2日以降に生まれた人の場合

＝繰上げ請求の場合＝

60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
70%	76%	82%	88%	94%	100%

＝繰下げ請求の場合＝

66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%

◆障害基礎年金

国民年金に加入中や20歳前にケガや病気で障害等級に該当する程度の障害が残ったときに受取ることができます。

○支給要件

- ・保険料納付済期間が加入期間の3分の2以上ある者の障害
- ・20歳未満のときに初めて医師の診療を受けた者が障害の状態にあって、20歳に達したときまたは20歳に達した後に障害の状態になったとき

○障害認定日

- ・初めて医師の診療を受けたときから、1年6ヵ月経過したときに障害の状態になったとき

【平成17年度の障害基礎年金受給額】

1級障害・・・993,100円（月額：82,758円）

2級障害・・・794,500円（月額：66,208円）

※年金を請求する人に生計を維持されている18歳未満の子がいる場合は、加算があります。

1人目・2人目（1人につき）各228,600円

3人目以降は、各76,200円

◆遺族基礎年金

国民年金加入中に子を残して亡くなったときに、子の妻または子が受取ることができます。

○支給要件

- ・被保険者または老齢基礎年金の資格要件を満たした者が死亡したとき（ただし、死亡した者について保険料の納付済期間が加入期間の3分の2以上あること）

【平成17年度の遺族基礎年金受給額】

794,500円（月額：66,208円）

※18歳未満の子がいる場合は、加算があります。

1人目・2人目（1人につき）各228,600円

3人目以降は、各76,200円

問合せ先：

熊本東社会保険事務所 Tel：096-367-2500

阿蘇市役所市民課 国民年金係 Tel：22-3135

お元気ですか

～食生活改善推進員協議会～

『波野東部地区活動』



6月26日、波野保健福祉センターで行われた住民健診（巡回健診）結果説明会で、波野支部のメンバー10人が「夏野菜をふんだんに使った料理」を提供、参加した13人に試食してもらいました。

地元で採れた夏野菜を使った「牛ばらのナスのトマト煮込み」「もやしと和え物」「トマトと卵のスープ」「じゃがいも餅」は、生活習慣病予防に効果のあるビタミンAやカルシウムを多く含んだ栄養価の高い献立で、参加した皆さんは、住民健診の結果と食生活の大切さを関連づけて考えることができました。

タクシー運賃割引のご案内

熊本県タクシー協会では、障害者手帳をお持ちの方を対象に、タクシー運賃の割引を実施しています。

- 割引対象者：**身体障害者手帳、知的障害者福祉手帳(療育手帳)をお持ちの方
- 割引額：**メーター表示額の1割引 ※10円未満切捨て
- 割引方法：**乗車時に障害者手帳を提示する ※手帳の提示がないと割引が適用されません。
- 問合せ先：**社団法人 熊本県タクシー協会
Tel : 096 - 368 - 4101

阿蘇市一の宮温泉センター

高齢者（70歳以上）

温泉ご招待券



阿蘇市一の宮温泉センターでは、健康増進等を目的に70歳以上の方へ温泉の招待券を発行します。招待券を希望される方は、阿蘇市一の宮温泉センターに準備してありますのでお気軽にお申し出下さい。

対象者：阿蘇市在住で平成18年3月31日までに70歳以上になれる方です。
なお、本人以外の代理受領はできません。

問合せ先：阿蘇市役所福祉課 高齢者福祉係
Tel : 22-3145



税務署からのお知らせ

～お気軽に税務相談を～

税務相談室は、「もっと詳しく知りたい」「私のケースはどうなるの」など、税金に関するいろいろなご質問にお答えする窓口です。税金についてお分かりにならないときは、お気軽に税務相談室をご利用ください。

相談は面談のほか、電話での相談もでき、いずれも匿名で結構です。

また、インターネットホームページや電話の税金相談(タックスアンサー)もご利用下さい。

なお、税金電話相談(タックスアンサー)は、コード表が必要です。コード表は、税務署や市役所窓口に置いてあります。

◎税務相談室の上手な利用方法

- ・相談内容を整理してありのままに
- ・事後の説明より事前の説明を
- ・簡単な相談は電話で、複雑な相談は面談で。

熊本国税局税務相談室

Tel : 096-345-8642 / 096-355-0014

熊本東分室

Tel : 096-368-4827 / 096-369-4582

タックスアンサーの電話番号

096-326-2222

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

タックスアンサーホームページ

<http://www.taxanswer.nta.go.jp>

阿蘇市母子寡婦 福祉連合会会員募集

この会は、母子家庭の母と子及び寡婦が、互いに助け合い、励まし・いたわり合う中で、諸問題の解決に努めることを目的として設立しています。

4月の「新入学お祝い会」を皮切りに11月には「親子のふれあい」として、ぶどう狩りなどの楽しいイベントも行っています。この会を通じて一緒に日頃の子育てなどの悩み相談や自立のための情報交換をしましょう。

年会費：1,500円

※18歳未満のお子様がいらっしゃれば1,000円です

問合せ先：阿蘇市母子寡婦福祉連合会

会長：波多野 (Tel : 22-3301)

恩給欠格者、引揚者の皆様へ

独立行政法人平和記念事業特別基金では、次の方々に内閣総理大臣名の書状等を贈呈しています。

- 旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者の方
- 終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げられた方

※請求書類は、市役所福祉課の窓口にあります。資格などのお問い合わせは、独立行政法人平和記念事業特別基金までご連絡ください。

Tel : (フリーダイヤル)0120 - 234 - 933

ホームページアドレス：

<http://www.heiwa.go.jp>